

# 南部箕蚊屋広域連合選挙管理委員会規則

平成11年9月8日 選管規則第1号

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第194条の規定に基づき、南部箕蚊屋広域連合選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 組織

(委員長の選挙)

第2条 委員長の選挙は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得たものをもって当選者とする。ただし、得票数が同じである者が2名以上あるときは、くじで定める。

2 委員会は、委員中に異議のないときは、前項の選挙につき、指名推薦の方法を用いることができる。

3 指名推薦の方法を用いる場合においては、被指名人につき委員の全員の同意があった者をもって当選人とする。

4 委員長が選挙されたときは、委員会は、その住所及び氏名を告示しなければならない。

(委員長の選挙を行う時期)

第3条 委員長の任期満了による後任者の選挙は、改選後最初の委員会において行う。

2 委員長が欠け、又はその職を辞したときは、委員長の選挙はその欠けるに至った日から10日以内に行う。

(委員長の任期)

第4条 委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長の代理)

第5条 委員長は、法第187条第3項の規定により委員長の職務を代理する委員（以下「委員長代理委員」という。）を指定したときは、これを告示しなければならない。

(委員長、委員の辞任手続)

第6条 委員長若しくは委員が、法第185条の規定によって、その辞任の承認を受けようとするときは、あらかじめ文書をもって届け出なければならない。この場合において、委員長の辞任届は委員長代理委員に提出しなければならない。

2 委員長が辞任したとき又は委員が辞任したとき若しくはその欠員を補充したときは、委員会は直ちにその者の住所氏名を告示しなければならない。

## 第3章 会議

(委員会の招集)

第7条 委員の改選後最初の委員会は、広域連合長がこれを招集する。

2 委員会の招集は、委員に対する通知によりこれを行う。

3 前項の通知には、招集の日時、場所及び議題を付記しなければならない。

4 委員会開会中急施を要する事件があるときは、前項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に附議することができる。

5 法第188条の規定により、委員から委員長に対し委員会の招集を請求しようとするときは、会議に附議すべき事件及びその理由を示して文書でこれをしなければならない。

(欠席手続)

第8条 委員は、やむを得ない用務又は事故のため招集に応ずることができないときは、あらかじめ委員長にその旨を届け出なければならない。

(会議録の調整)

第9条 委員長は、書記をして会議録を調整し、会議の経過及び出席委員の氏名を記載させなければならない。

2 出席委員は、前項の会議録を点検し、末尾に署名しなければならない。

(議事手続の準用)

第10条 本章に規定するもののほか、委員会の開閉、議案の審査、議決等委員会の議事に関しては、南部箕蚊屋広域連合議会会議規則（平成11年南部箕蚊屋広域連合議会規則第1号）の例による。

#### 第4章 委員長の職務権限

(委員長の担当事務)

第11条 委員長の担任する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 委員会の議事を経るべき事件につき、議案を提出し、議決を執行すること。
- (2) 委員会の予算及び経理に関すること。
- (3) 公印及び書類の保管に関すること。
- (4) 職員の任命に関すること。
- (5) 委員会の庶務に関すること。
- (6) その他法令により委員長の権限に属すること。

(委員長の専決処分)

第12条 委員会が成立しないとき、委員の除斥その他の故障により会議を開くことができないとき又は委員会において議決すべき事件を議決しない場合において、緊急処理する必要があるときは、委員長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 委員会の権限に属する事件で委員会が特に指定したものは、委員長において専決処分することができる。

3 前2項の規定による処分については、次回の会議においてこれを委員会に報告し、第1項の規定による処分については、その承認を求めなければならない。

#### 第5章 職員

(委員会に置く職員)

第13条 委員会に次の職員を置く。

書記長

書記

(職員の服務)

第14条 書記長は、委員長の命を受け事務を処理する。

2 書記は、上司の命を受け事務に従事する。

(文書処理)

第15条 委員会の文書の授受、審査及び施行等文書の処理に関しては、南部箕蚊屋広域連合文書取扱規程（平成22年南部箕蚊屋広域連合訓令第1号）の例による。

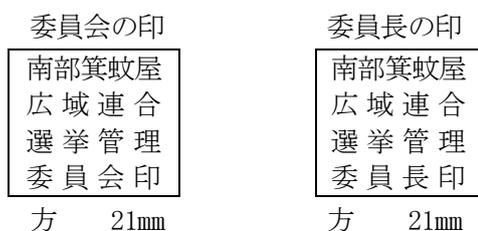
## 第6章 告示及び公印

(告示の方法)

第16条 委員会のする告示は、南部箕蚊屋広域連合公告式条例（平成11年南部箕蚊屋広域連合条例第2号）を準用する。

(公印)

第17条 委員会及び委員長の公印は、次のとおりとする。



附 則

この規程は、平成11年9月8日から施行する。

附 則（平成29年2月24日選管規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。